

フランス司法権の特徴と重罪陪審裁判

中 村 義 孝

目 次

序	フランス司法権の伝統的特徴 刑法と刑事裁判制度 重罪院における陪審裁判
結	

序

わが国では、2004年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下、裁判員法という)が制定され、その附則第1条によれば、公布の日から5年以内に裁判員法が施行されることになっている。司法の民主化のために国民が裁判に参加することについては、戦後一貫して強い要望があった。

職業裁判官ではない法律の素人である一般の国民が刑事事件の裁判に参加する制度を定めたのは、今回制定された「裁判員法」がわが国において最初のものではない。この点で、裁判員法の附則第2条1項が「……裁判員の参加する刑事裁判の制度が司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、……」と規定しているのは不正確であるといわなければならない。

すでに、わが国においては、法律の素人である国民(もう少し厳密にいうならば、帝国臣民である30歳以上の男子で直接国税3円以上の納入者)が刑事裁判に参加する陪審制度が採用されていた歴史がある。1923年(大

正12年)に制定された陪審法がその最初のものである。陪審法によれば、「死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件」は陪審の評議に付され(陪審法2条,法定陪審事件),「長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル事件」であって地方裁判所の管轄に属する事件については被告人が請求したときは陪審の評議に付される(同3条,請求陪審事件)ことになっていた。陪審は12人の陪審員で構成され(同29条),犯罪構成事実の有無を評議してその結果を裁判所に答申することが陪審の役割とされていた(同79,88,91,97条)。そして,陪審の答申を採択して事実の判断を行った事件の判決に対しては控訴できないことになっていた(同101条)。

この陪審法は,第二次大戦前の1928年から戦時中の1942年まで実施され,484件の刑事事件が陪審の評議に付されて裁判されている¹⁾。「その陪審裁判は,さきの戦争末期には各市町村で陪審員資格者名簿や同候補者名簿を作成する仕事とか,事件の度毎に36名の陪審員候補者を裁判所に呼び出すこととか,或いは裁判所・検事局の事務が戦争で増大したために実施困難になったので,1943年(昭和18年)4月1日の『陪審法ノ停止ニ関スル法律』によって,戦時中はその施行が停止され,戦後に又実施するということになっていたのである。」²⁾

「陪審法ノ停止ニ関スル法律」(以下,陪審停止法という)は,その附則で,「陪審法ハ今次ノ戦争終了後再施行スルモノトシ其ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム」としている。陪審法は,廃止されたのではなく,停止されているのである。しかし,戦争終了後も陪審法は復活されることなく今日に至っている。2004年に制定された裁判員法は,陪審停止法が附則で定めている陪審法の再施行と一体どのような関係にあるのだろうか,大いに疑問である。確かに,陪審法には,戦後制定された現行憲法の規定に矛盾する内容(たとえば陪審員資格など)が含まれているし,また請求陪審事件において刑の言い渡しがなされたときは被告人が陪審費用の全部もしくは一部を負担すること(陪審法107条)や陪審の更新(同95条)など制度そのものにかかわる問題もある。陪審法の再施行に際しては,それら

の矛盾や問題を解決した上で停止を解除するというのが、本来の、論理的な筋ではないのだろうか。それにもかかわらず、陪審停止法の「再施行規定」をそのままにして、新たに裁判員法を制定するについては、立法権者からそれなりの説明があって然るべきであろうし、また「再施行規定」を廃止してからでなければ新たな立法はできないのではないか、という単純ではあるがきわめて強い疑問を筆者はもっている。立法権者は、自分に都合の悪い法律は無視して、新たに別の法律を制定する権限までももっているのだろうか。

筆者は、一般の国民が司法に参加することには大いに賛成であるが、今回の裁判員法の制定の仕方について上のような疑問を抱いている。

本論は裁判員法についてではなく、標題に示すように現行のフランスの重罪陪審裁判について考察することである。フランスの重罪院における陪審裁判について、筆者はかつて論じたことがある³⁾。その後、2000年にフランスの刑事訴訟法典（Code de procédure pénale）が改正されて、それまでは一審且つ終審であった重罪院での陪審裁判が二審制に変わり、重罪院での手続きも改正されている。こういった事情から、裁判員法を視野の片隅において、ここで再度フランスの重罪院における陪審裁判について考察することは意味のあることである。

以下では、フランスの司法制度（厳密には裁判制度）の特徴を概観した後、重罪院での陪審裁判について考察する。

フランス司法権の伝統的特徴

わが国で権力分立といえ、国家の統治権を三つの機能に分けて、三つの異なった機関である国会、内閣、裁判所がそれぞれ一つの機能を担当し、且つ三権相互の間で権力行使について抑制と均衡を保つ制度を意味しているといわれる。三権の中でも司法権は、最高裁判所と高等裁判所以下の下級裁判所に属して、特別裁判所を設置することはできず、また行政機

関が終審として裁判を行うこともできない(憲法76条)。さらに裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限をもっている(同81条)。また、裁判官の任命についてみれば、最高裁判所の長たる裁判官は内閣の指名にもとづいて天皇が任命し(同6条2項)、最高裁判所の長官以外の裁判官は内閣が任命し(同79条1項)、下級裁判所の裁判官は、最高裁判所が指名した者の名簿によって、内閣が任命する(同80条1項)ことになっている。実質的にみて、裁判官の任命権は内閣が握っていて、国民主権の原則から遠く離れているといえよう。これら三つの点で、フランスの裁判制度はわが国の制度とくらべて大きく異なっている。

1 司法権の帰属と権限

フランスにおいても国家の統治機能は三つに分けられており、立法権は下院にあたる国民議会(Assemblée nationale)と上院にあたるセナ(Sénat)の二院で構成される国会(Parlement)が、行政権は大統領と内閣が行使する。裁判権は司法裁判所と行政裁判所に分けて行使され、また多くの特別裁判所も設置されている。司法裁判所は行政に関する紛争の管轄権をもたないのである。さらに司法裁判所も行政裁判所も法律の合憲性審査権をもたない。このように司法裁判所の権限は、わが国とくらべた場合、非常に制限されている。フランスの司法裁判所の権限には、なぜそのような枠がはめられなければならなかったのだろうか。

この点については、パルルマン(Parlement: 高等法院または最高法院と訳されることが多い)について独特の歴史的な経過があって、絶対王政の時代まで遡らなければならない。絶対王政のもとで司法組織の頂点に立っていたのがパルルマンである。

パルルマンの起源は、12世紀のはじめに、王国の重要問題を慣習に従って処理するために有力な聖職者と俗人で構成される王の諮問機関として生まれた王会(cour du roi)に求められる⁴⁾。王会は、政治的・行政的機能

と司法的機能を含む包括的な権限をもっていた。王権が伸張し、王会で多くの問題を処理しなければならなくなってくる13世紀後半には、裁判機関としてのパルルマン（cour du Parlement）が王会から派生してくる⁵⁾。

パルルマンは、13世紀の終わりから14世紀初頭にかけて先ずパリに設置され、その後国王領土の拡大にともなって1443年にはトゥルーズ（Toulouse：現在のオート・ガロンヌ県 département de la Haute-Garonne の県庁所在地）にも設置された。それ以降も多くの地域に増設されて1789年の時点では全国で13の地域にパルルマンが設置されており、それ以外にも4地域に司法高等法院（cour supérieur de justice）が設けられていた⁶⁾。

パルルマンは、それぞれの管轄地域内では、ほぼ同様の権能をもっていた⁷⁾。すなわち、民事、刑事、行政の一切の事件を終審として裁判する権能（司法的権能）、一般的な効力をもった判決（法規的判決）をなす権能、および王令（国王立法）の登録権（droit d'enregistrement）と建白権（droit de remontrance）である。いずれも慣習的にパルルマンが獲得した権限である。国王が制定する立法はパルルマンの登録簿に登録されなければ効力をもたず、ときにはパルルマンが国王立法の登録を拒否することがあった。登録権は、したがって一種の立法権にあたるといえよう。建白権は、国王の政策決定や法制定に際して、パルルマンが強く意見を述べることができる権限である。登録権や建白権の内容は、立法権、行政権であって、本来の司法機関に固有の権能ではない。王政の補佐機関であるパルルマンは、これらの権限を行使して、国王と対立することがあった。1787年には、国王の租税改革をめぐる、パルルマンは激しい抵抗を行い、これがフランス革命の直接的なきっかけとなっている。

アンシャン・レジームのもとでパルルマンの権限が強大になり、立法権と行政権を侵害したことに対する反省から、フランス革命期に独特の司法権理論が作り上げられて、今日まで続くフランス的な伝統となっている⁸⁾。

フランス革命初期の1790年8月16 = 24日の裁判組織に関する法律⁹⁾は、第 章10条で「裁判所は、直接的にもまた間接的にも、立法権の行使に関

与することはできず、また国王によって裁可された立法府の決定の執行を妨げもしくは停止することはできない。違反したときは、濫職罪となる」と規定して、裁判所の権限を制限している。さらに同法律13条は、「司法の機能は、行政の機能とは別であり、常に、行政の機能と分離されていなければならない。裁判官は、いかなる方法によっても、行政府の法律行為を妨げることはできないし、行政の職務を理由として、行政官を裁判官の前に召喚することもできない。違反したときは、濫職罪となる」と定めている。また、1791年憲法第 編 章1条は、「司法権は、いかなる場合にも、立法府によっても国王によっても行使され得ない」として司法権の独立性を定めると同時に、同3条では上の1790年の司法組織に関する法律の10条が繰り返して規定されている¹⁰⁾。民法典は、1804年に制定されて以来今日でも、5条で「裁判官には、委ねられた訴訟事件について、一般的な且つ規則を制定するような規範という方法によって判決を言い渡すことが禁じられる」と定めている。

このようにして、司法の権限を純粹に司法裁判の枠にはめて、立法や行政に関する問題から司法権を完全に排除する伝統的な原則が確立されている。この原則から、裁判権が司法裁判権と行政裁判権に分離されて今日に至っている(末尾の 現行裁判所組織図 参照)。

この裁判秩序の二元性から、行政裁判所と司法裁判所の間で管轄争いが生じることがある。その管轄争いを裁決するために権限裁判所(Tribunal des conflits)が設置されている。権限裁判所は、第二共和制のもとで1848年¹¹⁾から1852年まで設置されていたが、一旦廃止され、再び1872年5月24日の法律で設置されて今日まで続いている¹²⁾。権限裁判所は、行政裁判所と司法裁判所の組織系列の外にあり、3人の CONSEILIER・DETA の評議官、3人の破棄院裁判官、この6人が選ぶ2人の裁判官、および法務大臣で構成され、法務大臣が裁判長となる。

2 違憲法令審査権

フランスの司法裁判所が機能する範囲は、フランス革命期以来非常に制限されていることは上で述べた。司法裁判所はもとより行政裁判所も、法律などが最高法規である憲法の条規に違反するか否かを審査する権限をもたない。法律の合憲性審査権をもつ機関として憲法院（Conseil constitutionnel）が創設されたのは、1958年の第五共和国憲法になってからである。

1946年の第四共和国憲法は、憲法委員会（Comité constitutionnel）の制度を創ったが、その委員会は、国民議会在が議決した法律が憲法改正を必要とするか否かを審査する機関でしかなかった（第四共和国憲法91条3項）。

憲法委員会は、共和国大統領が主宰し、国民議会議長、共和国評議会議長のほか毎年国民議会によって選ばれる7人の委員および共和国評議会によって選ばれる3人の委員で構成されていた（同条2項）。

第五共和国憲法が創設した憲法院は、憲法上の機関であって、選挙争訟など多種の権限をもつが、中でも重要な任務として法律の合憲性審査権を行使する¹³⁾。

憲法院は、9人の裁判官で構成される。共和国大統領、国民議会議長およびセナ議長がそれぞれ3人を任命し、任期は9年で再任はできない（第五共和国憲法56条1項）。9人のほかに共和国の元大統領は終身、当然の構成員とされている（同2項）が、誰もその職に就いた者はいない。設立当初の憲法院裁判官の任期については、3年、6年および9年任期の者がそれぞれ3人とされ、任命権者である共和国大統領、国民議会議長およびセナ議長が、各任期の裁判官を1人ずつ任命するものとされて（1958年11月7日のオルドナンス第58-1067号、憲法院に関する組織法律2条）、憲法院の機能の継続性が保障されていた。

法律の中でも公権力に関する事項を定める組織法律（loi organique）は、大統領の審署（promulgation：法律などに執行力を付与する大統領の行為）前に必ず憲法院の合憲性審査を受けなければならない（第五共和国憲法61条1項）。通常法律については、審署前に審査されることに変わり

はないが、審査請求があったときにだけ審査される。審査請求権者は共和国大統領、首相、国民議会議長、セナ議長、60人の国民議会議員もしくはセナ議員である(同2項)。審査期間は、必要的審査の場合も任意的審査の場合も、1カ月であるが、政府の請求により緊急だとされた場合は1週間に短縮される(同3項)。

憲法院で違憲と判決された規定は、審署することもまた施行することもできない(62条1項)。憲法院の判決(décision)はいかなる上訴にも服さない(63条)。合憲性判断の基準は、1958年憲法(前文を含む)、1946年憲法前文、1789年の人権宣言であって、これらは合憲性ブロック(bloc de constitutionnalité)と呼ばれる¹⁴⁾。憲法院の審査は、具体的な事件性を必要としないで、法律の施行に先立ってなされる抽象的審査である。

憲法院は、2004年には全部で49件の審査を行っているが、そのうち合憲性審査の件数は20件である。20件の中で、合憲と判決された数は10件、部分違憲とされたものは10件である。7月29日現在での2005年の総審査件数は33件、そのうち合憲性審査の数は13件で、その13件の中で部分違憲と判決された件数は4、あとの9件は合憲と判決されている¹⁵⁾。

3 司法裁判官の任命

フランスで司法官というのは一般的な表現であり、裁判官(magistrat du siège, magistrat assis)と検察官(magistrat debout, magistrat du parquet, magistrat du ministère public)とが司法官の中に含まれる。司法官の地位には職階制が採られている。裁判官は、さらに、職業裁判官(magistrat de carrière)と司法官ではない非職業判事に分かれる。後者は、商人や企業家から互選される商事裁判所の判事(juge)、使用者と被用者から互選される労働審判所の判事(conseiller)などである。

裁判所は、法院(cour)と呼ばれる上級審と裁判所(tribunal)と称される第一審に分かれている。それに対応して、第一審における判決は第一審裁判所判決(jugement)といわれ、上級審での判決は法院判決(arrêt)

といわれる。裁判官も *cour* における法院裁判官 (*conseiller*) と *tribunal* における第一審裁判所裁判官 (*juge*) に分けて呼ばれる。もっとも、*juge* という言い方は、一般的に裁判官を総称することもある。

司法官は、一定の国家試験に合格した後、国立司法学院 (*Ecole nationale de la Magistrature*) で研修を受ける。弁護士 (*avocat*) は、控訴院単位で設置されている弁護士会 (*barreau*) が組織する弁護士研修センター (*centre régional de formation professionnelle*) の入所試験に合格した後、そこで実務教育を受ける。したがって、わが国のような法曹三者という言い方はない。

司法官の身分や任命の原則については、共和国大統領が主宰する司法官職高等評議会 (*Conseil supérieur de la magistrature*) が権限をもっている (第五共和国憲法65条1項)。司法官職高等評議会には二つの組織がり、一方は裁判官に関して権限をもち、他方は検察官に対して権限をもつ (65条2項)。

裁判官に関して権限をもつ組織は、共和国大統領、法務大臣、5人の裁判官、1人の検察官、1人の CONSEILYU・DETA の評議官、およびそれぞれ共和国大統領、国民議会議長、セナ議長により任命される国会にも司法分野にも属さない3人の者で構成される (65条3項)。そしてこの組織が、破棄院の裁判官と控訴院の院長を任命し、大審裁判所 (*tribunal de grande instance*) 所長の任命について提案を行う。それ以外の裁判官は、この組織の一致した意見にもとづいて任命される (65条5項)。わが国の裁判官の任命方法とは大いに異なっている。

検察官に関して権限をもつ組織は、共和国大統領、法務大臣、5人の検察官、1人の裁判官、1人の CONSEILYU・DETA の評議官、およびそれぞれ共和国大統領、国民議会議長、セナ議長により任命される国会にも司法分野にも属さない3人の者で構成され (同65条4項)、閣議で任命される職以外の検察官の任命について意見を述べる (同65条8項)。

刑法と刑事裁判制度

フランスでは、犯罪を重罪 (crime), 軽罪 (délit), 違警罪 (contravention) の三種類に分類して、それぞれの犯罪を専属的に管轄する裁判所を設置していることはフランス革命以来の伝統である。

フランスの現行刑法典は、1810年に制定されそれ以後幾たびか部分改正されながらも1994年まで効力をもっていたいわゆるナポレオン刑法典に代わって、1992年に公布され1994年3月1日から施行されている。

刑法典111-1条(第1部1編1章-1条を意味する)の1項は、「犯罪は、その重さに応じて、重罪、軽罪および違警罪に分類される」と定めている。「法律が、重罪および軽罪を決定し、その行為者に適用される刑罰を定める。規則が、法律の定める範囲内で且つ法律の定める区別にしたがって、違警罪を決定し、違反者 (contrevenant) に適用される刑を定める」(111-2条1, 2項)と規定している。「何人も、その構成要素が法律によって決められていない重罪もしくは軽罪を理由として、またはその構成要素が規則によって決められていない違警罪を理由として、処罰されることはない。何人も、犯罪が重罪もしくは軽罪であるときは法律により、または犯罪が違警罪であるときは規則により予め定められていない刑罰を科せられることはない」(111-3条)と、罪刑法定主義の原則を規定している。

刑法典131-1条1項が定める自然人 (personne physique) に対して科せられる重罪刑は、無期の懲役または禁錮 (la réclusion criminelle ou la détention criminelle à perpétuité), 30年以下の懲役または禁錮, 20年以下の懲役または禁錮, 15年以下の懲役または禁錮である。有期の懲役または禁錮は10年以上とされている (131-1条2項)。1992年改正以前の刑法典は、原則として、自然人の犯罪行為だけを処罰の対象としてた。1992年制定の新刑法典は、法人 (personne morale) の犯罪行為も処罰の対象としている (121-2条)。法人に対して科せられる重罪刑または軽罪刑は、罰金 (上

限は自然人に対する罰金の5倍：131-38条）および131-9条が定めている法人の解散，一定の職業活動や社会活動の禁止，事業所の閉鎖，公的取引からの排除などである。

上記の三種類の犯罪に対応して，第一審として重罪，軽罪，違警罪の専属管轄権をもつ裁判所が設置されている。重罪に関しては後に述べるが，ここで軽罪と違警罪について概観しておく。

法律が拘禁刑（peine d'emprisonnement）または3,750ユーロ以上の罰金で処罰する犯罪が軽罪であって，軽罪裁判所が（tribunal correctionnel）が第一審として軽罪を裁判する（刑事訴訟法典381条）。民事裁判と刑事裁判の一体性の原則（principe d'unité de la justice civile et de la justice pénale）によって，大審裁判所（tribunal de grande instance）の軽罪部（これが軽罪裁判所である）が軽罪を裁判する¹⁶⁾。軽罪裁判所は，裁判長と2人の裁判官で構成され（398条），審理は公開される（400条1項）。判決は審理が行われた法廷でまたは後日下されるが，後日に判決が言い渡される場合は，裁判長は，出廷している当事者に判決言い渡しの日を知らせる（462条）。軽罪裁判所の判決に対する控訴は，控訴院になされる（496条）。

法律が3,000ユーロを超えない罰金で処罰する犯罪が違警罪であって，違警罪裁判所（tribunal de police）が第一審として違警罪を裁判する（521条）。民刑事一体性の原則により，違警罪を裁判する小審裁判所（tribunal d'instance）が違警罪裁判所であって，単独制により裁判が行われる。違警罪裁判所で下された判決も，控訴院への上訴の対象である（547条1項）。

重罪院における陪審裁判

フランスで現在採られている陪審（jury）制度の実体は，わが国でいわれる参審制度である。フランス革命期に導入された制度は，まさに陪審制であったが，歴史的な変遷の中で今日の制度ができあがった。現行の制度

をみる前に、陪審制度の歴史を概観しておく。

1 陪審制度の歴史的経過

フランスの裁判制度の歴史については、通常三つの時期区分がなされている¹⁷⁾。第一の時期は1790年から1810年まで、第二の時期は1810年から1958年までの一世紀半、そして第三の時期が1958年以降である。

第一の時期の直前、1789年8月に、近代的な司法制度の整備に関する議論が国民議会で始まり、それ以降継続して論議が行われた。

国民議会は、1790年3月31日に、「司法権の組織を定める前に、次の問題を審議し、決定すべきである」として、10の問題を設定している¹⁸⁾。その中の第一番目の問題は「陪審員(juré)を設置すべきか」であり、第二番目の問題は「陪審員を、民事事件および刑事事件に設置すべきか」であった。1790年4月30日には、国民議会で「刑事事件に陪審員を設置すること」が決定され¹⁹⁾、それが、1790年8月16=24日の司法組織に関する法律の第2章15条で次のように定められた²⁰⁾。「陪審員による裁判は、刑事事件において行われるべきものとする。審理(instruction)は公開で行われるべきものとし且つ定められるように公示されるものとする。」これが、刑事裁判に陪審制を採用した最初の規定である。1791年1月20日=2月25日の各県に設置すべき重罪裁判所に関する法律の第1条は、各県に一つの重罪裁判所を設置することを定めたが、同じ規定が後の1791年刑事訴訟法部編1条に定められていた。

その後、1791年憲法第5章9条が陪審制についての規定を設け、「重罪事件(matière criminelle)においては、陪審員によって受理された訴追にもとづかなければ、いかなる市民も裁判されることはない。……」と定めていた²¹⁾。

1791年刑事訴訟法²²⁾により、重罪裁判における陪審制が詳細に定められた。1791年刑事訴訟法は、二重の陪審制と二段階の予審手続きを採用していた。8名の陪審員で構成される起訴陪審(jury d'accusation)(部編

4条）と12名の陪審員で構成される判決陪審（jury de jugement）（部編9条）である。起訴陪審員に選定されるためにも判決陪審員に選ばれるためにも選挙人の資格が必要とされる（部編2条，同編2条）。選挙人の資格は、能動市民としての資格（25歳以上の男性，3日分の賃金に等しい直接税を支払った者など）（1791年憲法編章節2条）を充たした上で，さらに，かなり高額な財産所有者または用益権者とされていた（同7条）。第一段階の予審は治安判事（juge de paix）が行うが，そこで訴追理由ありと認められた被疑者について，起訴陪審がディストリクト（県の下に位置する地方行政体）裁判所（tribunal de district）における第二段階の予審で訴追すべき理由があるか否かを決定する（1791年刑事訴訟法部編22，23，24条）。判決陪審は，各県に一つ設置される重罪裁判所（tribunal criminel）で，起訴事実を肯定するか否かを決定するのである（同部編20条以下）。この場合，被告人にとって有利な決定をするためには常に3人の陪審員の票があれば十分であると定められていた（同部編28条）から，被告人が有罪であると決定するためには10人の陪審員の票が必要だということになる。判決陪審によって犯罪事実が肯定された場合は，裁判官が法律の定める刑罰を言い渡す（同部編7条）。この判決に対しては，上訴は認められない。このようにして重罪裁判における陪審制が定められたが，この制度が実施されるのは，1791年9月17＝29日の法律により，1792年1月1日からとされた²³⁾。

第二期には，ナポレオン一世のもとで1808年刑事訴訟法（droit d'instruction criminelle）が制定されたが，そこでも重罪裁判における陪審制は維持されている²⁴⁾。

1808年刑事訴訟法の制定に際しても，陪審制度の維持に関して，かなり激しい議論が行われた²⁵⁾結果，12名で構成される判決陪審（1808年刑事訴訟法399条）だけが維持され，起訴陪審は廃止されてその役割は控訴院（cour d'appel）の裁判官が果たすことになった²⁶⁾。後に，控訴院の中にこの役割を担った部が特別に構成され，弾劾部（chambre des mises en

accusation) と呼ばれるようになった²⁷⁾。

陪審員は、満30歳以上の男性で、政治上の権利および民事上の権利を享有していて、さらに次の七つの資格のうち一つをもつ者の中から選ばれるべきと定められた(381条)。すなわち、1:選挙団(collège électoral)の構成員、2:県に住所を有する多額納税者300人、3:皇帝により任命される行政職の公務員、4:法学部、医学部、理学部および文学部の4学部の一つまたは複数の学部の博士もしくは学士、政府によって認められた研究所およびその他の学会の構成員ならびにそれに準じる者、5:公証人、6:第一級または第二級の営業税のいずれかを支払っている銀行家、両替商、仲買人および商人、7:少なくとも4,000フランの俸給を受ける行政庁の職員(382条)。1802年8月4日の憲法についての組織的元老院決議25条によれば、上記1の選挙団の構成員は、県において地租、動産税、奢侈税ならびに営業税を最も多く支払っている600人の市民とされていた。

1808年刑事訴訟法も、重罪院(cour d'assises)での裁判に前置される二段階の予審を定めている。犯罪捜査の結果重罪の嫌疑ありとされた事件について、先ず予審裁判官(juge d'instruction)による第一段階の予審が行われ、そこでもなお重罪の嫌疑ありと判断された場合には、さらに控訴院の特別部で第二段階の予審が行われる。控訴院における予審で事実が法律の定める重罪の性質をもち且つ起訴を行うのに十分な証拠があると判断されたときは、控訴院は、重罪院へ被疑者を移送することを命じなければならない(231条)。

1808年刑事訴訟法も、各県で一つの重罪院が開廷されると定めていた(251条)。重罪院は、原則として、各県の県庁所在地で(258条)、3カ月ごとに開廷される(259条)。重罪院は、院長の他に裁判官4人、検察官1人および書記で構成される(252条)。重罪院での審理は、それが開始された後は、陪審の評決が終わるまで中断せずに続行されなければならない(353条)。陪審は12人の陪審員で構成され、起訴事実が重罪に当たるか否かの決定を行う(342条)。被告人の有罪は陪審員の単純多数で評決される。

その場合、陪審員の少数意見が裁判官の多数意見によって採用され、その結果、陪審員の少数意見と裁判官の多数意見の合計が陪審員の多数意見と裁判官の少数意見の合計を超えたときは、被告人に有利な意見が優先する（351条）。このようにして被告人が有罪であるか無罪であるかが決められるが、無罪の場合は、裁判長は被告人の釈放を命じ（357条）、有罪と評決されたときは、検事長が法律の適用を請求し（362条）、裁判官が討議をして刑を言い渡す（369条）。それ以外の場合、裁判官が全員一致で、陪審の評決が誤っていると認めたときは、重罪院は、判決を延期して、事件を新たに別の陪審に服させる（352条）。第二の陪審の評決が最初の陪審の評決と同じであっても、重罪院は、第二の陪審の評決にしたがって刑を言い渡さなければならない（352条3項）。陪審の評決はいかなる上訴にも服しないと定められていた（350条）。重罪院における陪審裁判は、1791年刑事訴訟法においても1808年刑事訴訟法においても、一審且つ終審であった。

2 重罪院における現行の陪審裁判

上で見たように犯罪は、1791年刑法典以来、その重さにしたがって重罪、軽罪および違警罪の三種類の犯罪に分類されているが、最も重い犯罪である重罪に対して専属管轄権をもっているのが重罪院（cour d'assises）である²⁸⁾。

重罪事件が重罪院に係属する前には、必ず予審裁判官（juge d'instruction）による予審（instruction préparatoire）を経なければならない（現行刑事訴訟法79条以下）。これまでであった控訴院による第二段階の予審は、2000年6月15日の法律第2000-516号による刑事訴訟法の改正によって廃止された。予審裁判官は、裁判所裁判官（juge du tribunal、法院 cour の裁判官 conseiller ではない）の中から、裁判官の任命について定められた方式で任命される（50条1項）²⁹⁾。予審裁判官は、犯罪の捜査指揮権をもっている大審裁判所検事正（procureur de la République）の申し立てまたは付帯私訴当事者（partie civile：犯罪による被害者で、刑事裁判所に損害

賠償を請求している者)の私訴申し立て(constitution)によらなければ、予審を行うことはできない(51条1項)。予審裁判官が、予審を行った結果、事実が重罪にあたと判断したときは、重罪院への訴追決定を行う(181条1項)。その後、事件は重罪院に係属することになる。

現行の刑事訴訟法は、1957年に制定され、1958年から施行されたものである。その後の部分改正もあるが、1992年7月22日の法律第92-683号によって制定されたいわゆる新刑法典の施行に伴って重罪院での手続きも一定改正されている。

重罪陪審裁判とのかかわりで最も大きな改正は、2000年6月15日の法律第2000-516号によってなされ、2001年1月1日から施行された。この改正により、重罪裁判に二審制が導入されたのである。それまでは、重罪院は重罪について一審且つ終審の裁判所(cour)であって、その判決(arrêt)は、法律違反(violation de la loi)を理由とする場合にだけ破棄院刑事部(chambre criminelle de la Cour de cassation)への破棄請求(pourvoi en cassation)が認められていた(567条)。

フランスの裁判は、司法裁判においても行政裁判においても、訴訟の事実に関しては二審制の原則(principe du double degré de juridiction)が採られている。末尾に付した 現行裁判所組織図 でみると、行政裁判にも司法裁判にも三審制が採られているように見える。司法裁判組織の頂点にある破棄院(Cour de cassation)も、行政裁判組織に頂点にあるコンセイユ・デタも、事実審ではない。破棄院は、法律に反対の規定がある場合を除いて、事件の本案を(fond des affaires)を裁判しない(司法組織法典L.111-2条2項)。破棄院は、法律に関する統一の保護者(gardienne de l'unité du droit)であるとされている。そういう意味で、法律の裁判官(juge du droit)といわれる。破棄院は、訴訟の事実を審理する第三審としての裁判所ではなくて、「裁判官の判決を裁判する」(juge le jugement du juge)ことによって法規の解釈を統一することを任務としている³⁰⁾。

重罪裁判だけが二審制ではなかったことに対しては以前から批判があっ

たが、改正されないままであった³¹⁾。同じ刑事裁判であっても、重罪よりも軽い軽罪と違警罪の判決に対しては控訴院への控訴が可能である。ところが、もっとも重い重罪の判決に対しては控訴ができないという不合理な現実があった。

重罪事件について第二審の裁判所の設置を支持する人々は、1988年にフランスが批准したヨーロッパ人権条約（la Convention européenne de sauvegarde des droits de l'homme）第7議定書の2条をその論拠にして第二審の重罪裁判所の設置を主張した³²⁾。第7議定書2条1項は、「ある裁判所（un tribunal）により有罪の言い渡しを受けた者はすべて、有罪の宣告（déclaration de culpabilité）または刑の言い渡し（condamnation）を上級の裁判機関（juridiction supérieure）によって審理してもらう権利を有する」と定めている。こういったことを受けて、司法大臣は高等諮問委員会（Le Haute Cimité consultatif）に諮り、国会審議を経て、重罪陪審裁判への二審制の導入がなされたのであるが、その際、陪審への上訴が共和国の基本的な制度の一つを構成する（le recours au jury constitue une institution fondamentale de la République）ことが確認されている³³⁾。陪審制が採られている重罪院の判決に対する上訴は、同様に陪審員が参加する裁判所で審理されるべきである、ということになる。その結果、第二審として新たな重罪控訴院が創設されたのではなく、第一審の重罪院で下された有罪判決に対する控訴は、破棄院刑事部が指定した第一審とは別の重罪院で審理されることになった（380-1条）。

重罪院は、フランスの裁判組織における唯一の例外であって、常時開廷されているのではない。重罪院の開廷は3カ月ごとに行われる（236条1項）。ただし、控訴院の院長は、控訴院検事長の意見を聴いて、3カ月ごとの開廷期中に1または複数の補充開廷期（sessions supplémentaires）を決定することができる（同条2項）。重罪院は、パリおよび各県（département）で開廷される（232条）。したがって、重罪院は、それが設置されている県の名を付して呼ばれる。重罪院は、控訴院が設置されている

県においては控訴院の所在地で開かれ、それ以外の県では控訴院の管轄区域の県庁所在地で開かれる(234条)。

重罪院は、予審裁判官の訴追の決定(décision de mise en accusation)によって重罪院に送られてきた者を、第一審または控訴審として裁判する完全な裁判権を有し、それ以外の訴追を裁判することはできない(231条1, 2項)。

重罪院は、本来の意味の院(cour proprement dite)と陪審(jury)で構成される(240条)。本来の意味の院は、第一審のときも第二審のときも裁判長と2名の陪席裁判官(assesseur)の3名で構成される(243, 248条)。重罪院の裁判長は、控訴院の部長(premier président de chambre de la cour d'appel)または裁判官(conseiller)であって控訴院の院長により任命される(244, 245条)。陪席裁判官は、控訴院の裁判官または重罪院が開廷される場所の大審裁判所(tribunal de grande instance)の所長(président) 副所長(vice-président)もしくは裁判官(juge)の中から選任される(249条)。

2000年の法改正により、第一審としての重罪院における陪審員は9名、第二審の重罪院は12名の陪審員で構成されることになったが、重罪院はそれ以外に1または複数の補充陪審員(juré supplémentaire)をくじによって任命する権利をもつ(296条)。

陪審員の資格は、23歳以上の男女であって³⁴⁾、フランス語の読み書き能力があり、政治的権利、民法上の権利および家族的権利(droits politiques, civils et famille)を享有する市民であるが、陪審員となることができない者および陪審員との兼職禁止の職に就いている者は除かれる(255条)³⁵⁾。

陪審員となることができない者については、256条に規定されている。たとえば、重罪により刑の言い渡しを受けた者または軽罪により6カ月以上の拘禁刑の言い渡しを受けた者、訴追を受けている者や勾留中の者、破産状態にある者や復権していない者、罷免された公務員などは陪審員とな

ることができない。さらに288条の規定により、陪審員に指名されながら正当な事由なしに開廷期日の呼び出しに3回応じないで75ユーロの罰金を言い渡された者は、将来にわたっても陪審員の職務を行使することはできない。

陪審員との兼職禁止の職については、257条が定めている。それによれば、大臣、国会議員、憲法院の構成員、司法官職高等評議会の構成員、経済社会評議会の構成員、コンセイユ・デタの構成員、会計院の構成員、司法裁判所の司法官（裁判官・検察官）、行政裁判所の裁判官、商事裁判所の判事、警察官や監獄の職員、現役の兵士などは陪審員になることはできない。

70歳以上の者は、その者の請求により陪審員の職務を免除される（258条）。5年以内に陪審員の職務を果たした者は、陪審員の年度名簿から除かれる（258-1条1項）が、世俗的または宗教上の道義的理由（objection morale d'ordre laïque ou religieux）は、陪審員名簿からの削除を正当化する事由にはならない（258-1条2項）。

陪審員の選定にあたっては、三つの名簿がある。準備名簿（liste préparatoire）、年度名簿（liste annuelle）および開廷期名簿（liste de session）である。

各コミューン（commune、わが国の市町村にあたる）の長は、準備名簿を作成するために、選挙人名簿にもとづいて、県知事が定めた数の3倍にあたる市民の氏名を公開の場³⁶⁾においてくじで選ぶ（261条）。準備名簿は2通の原本が作成され、1通はコミューンの長が保管し、他の1通は7月15日までに重罪院が設置される裁判所の書記課に提出される（261-1条）。

準備名簿をもとにして県ごとの（したがって重罪院ごとの）年度名簿が作成されるが、そのために一つの委員会が構成される。その委員会は、控訴院が設置されている場所では控訴院の院長により、重罪院が設置されている場所では大審裁判所の所長により主宰され、その他3人の裁判官、場合によっては1人の検察官、重罪院設置場所の弁護士会会長、および5人

の県議会議員で構成され(262条),9月中旬に開催される(263条)。この委員会が,県内のコミュニケーションから集められた準備名簿の中から二度のくじで年度名簿登載の陪審員と補充陪審員を選ぶ(263条4項,264条1項)。年度名簿が確定すると,それは重罪院が設置される裁判所の書記課に保管される(263条5項)。この年度名簿には,パリでは1,800人の陪審員が,その他の重罪院の管轄区域では住民1,300人につき1人の陪審員が含まれるものとされるが,その数は200人を下回ってはならない(260条1項)。

重罪院の開廷より30日前に,控訴院の院長または大審裁判所の所長は,公開の法廷で³⁶⁾年度名簿の中から開廷期名簿を構成する40人の陪審員の氏名と12人の補充陪審員の氏名をくじで選ぶ(266条1項)。県知事は,このようにして確定された開廷期名簿の抄本を,開廷日の2週間前までに,名簿に登載された陪審員および補充陪審員に送達する(267条1項)。さらに,その名簿は,審理が開かれる前日までに,被告人に通知される(282条1項)が,その名簿には,住所または居所を除いて,陪審員を識別できるだけの表示が含まれていなければならない(同2項)。その通知は被告人の防御のために必要であり,氏名,生年月日,出生場所および職業が表示されていなければならないとされている³⁷⁾。

予め定められた場所で,定められた日時に重罪院は開廷される(288条1項)。審理に先立って,書記が,266条にしたがって作成された名簿に登載されている陪審員の点呼を行う(288条2項)。正当な事由なしに呼び出しに応じない陪審員に対しては,重罪院が罰金を言い渡す。その額は,第1回目は15ユーロ,第2回目は30ユーロ,第3回目は75ユーロで,3回の呼び出しにも応じなかったときは,それ以後は陪審員の職務を行使することができない(288条3,4,5項)。出席した陪審員の中に前記255,256および257条によって陪審員になることができない者がいるときは,重罪院はその者の名前を名簿から削除し(289条1項),また名簿に登載された後に死亡した陪審員の名前も同様に削除することを命じる(289条2項)。さらに,重罪院の構成員および名簿に登載されている陪審員の配偶者,お

よび伯父と甥を含めた親等の血族および姻族も名簿から削除される（289条3項）。その結果、開廷期名簿に残っている陪審員が、第一審の場合は23人未満に、控訴審の場合は26人未満になったら、不足した人数は補充陪審員の中から選ばれる（289-1条1項）。

書記が、陪審員の点呼を行って、陪審員の氏名が記載されているカードを抽選箱に入れる（295条）が、そのとき、陪審員の忌避（*récusation*）がなされる。初めは被告人またはその弁護人が、次に検察官が一定数の陪審員を忌避する（297条1項）。その数は、第一審のときは被告人が5人まで、検察官が4人まで、控訴審のときは被告人が6人まで、検察官が5人までと定められている（298条）。抽選箱の中から、第一審の場合は9人、控訴審の場合は12人の氏名カードが取り出されたら、判決陪審が構成される（297条2項）。判決陪審の構成は、公開の法廷で³⁶⁾なされなければならない（293条2項）。9人または12人の陪審員は、事件ごとに選ばれる。

陪審員は、くじで指名された順に、配置が可能であれば裁判官の横に、そうでない場合は傍聴人、付帯私訴当事者および証人と離れた場所で被告



オート・ガロンヌ県（Département de la Haute-Garonne）重罪院の法廷。
正面奥が、裁判官と陪審員の席。（筆者撮影）

人と向かい合った席に就く(303条)。陪審員が指定された席に着いたら、裁判長は、陪審員に対して次のように言う(304条1項)。「あなた方は、某(被告人の名前)に対する証拠を最も細心の注意を払って吟味すること、被告人の利益も、被告人を非難する社会の利益も、また被害者の利益も害しないこと、あなた方の答申がなされるまでは誰とも連絡を取らないこと、憎悪や悪意にもまた恐怖や愛情にも耳を傾けないこと、被告人は無実を推定されており、疑わしいことは被告人の利益にならなければならないこと、あなた方の良心と内心の確信にしたがって、誠実で自由な人間にふさわしい公平さと確固さをもって、証拠と防御方法により判断すること、あなた方の任務が終わった後も協議の秘密を守ることを、誓い且つ約束して下さい。」その後で、陪審員は1人ずつ、裁判長に呼ばれて、「私は誓います」と手を挙げて答える(同2項)。それから裁判長は、判決陪審が確定的に構成されたことを宣言する(305条)。

重罪院での審理は公開されるが、公序良俗(*l'ordre ou les mœurs*)にとって危険があるときは、重罪院は、公開の法廷における決定によって非公開を宣言する(306条1項)。審理は、重罪院の判決により審理が終了するまで、中断されることなく、継続して行われなければならない(307条1項)。ただし、裁判官や被告人の休憩のために必要な時間は、審理を中断してもよい(同2項)。

被告人を訊問し、被告人から供述を受け取るのは裁判長である(328条1項)が、陪席裁判官も陪審員も、裁判長に発言することを求めて、被告人と証人に質問することができる(311条2項)。

公判廷での審理が終了すると、検察官が論告(*réquisitions*)を行い、被告人とその弁護人が防御(*défense*)を提出し、付帯私訴当事者と検察官に抗弁(*réplique*)が認められが、被告人とその弁護人は常に最後に発言することができる(346条)。

裁判長は審理の終了を宣言するが、訴追や防御方法を要約することはできない(347条1, 2項)。裁判長は、重罪院および陪審員が答えるべき質

問を朗読する（348条）。裁判長が、「被告人は、その事実を犯したことで有罪ですか」という主質問（question principale）と、刑の加重事由と減刑事由についての質問を別個に提示する（349条）。重罪院が退廷する前に（被告人もまだ法廷にいる）、裁判長は次の指示を朗読し、さらにその指示は大きな文字で書かれて審議室（chambre des délibérations）の最も見やすい場所に掲示される。「法律は、自らが確信した方法について裁判官に説明を求めておらず、裁判官が証拠の完全さと十分さの判断について特にしたがいなければならない規定を裁判官に命じてはいない。法律は、静かに沈思して自問すること、被告人に対して提出された証拠と被告人の防御方法が、自らの理性にどのような強い印象を与えたかを、良心に忠実に考えることを裁判官に命じている。法律は、裁判官の義務のすべての範囲を含んでいるただ一つの次の質問をするだけである。それは、「あなたは心の奥底の確信をもったか？」（353条）

それから、裁判長は被告人を退廷させ（354条1項）、法廷を一時中断して、裁判官と陪審員は審議室へ退く（355条1項）。裁判官と陪審員が一緒になって合議体として審議して³⁸⁾、最初に主質問につき、次いで刑について投票を行う（356条）。このために、裁判官と陪審員は1人ずつ、重罪院の印章が押されていて、「私の名誉と良心にしたがって、私の宣告は……です」と記入されている投票用紙を開いたままで受け取る（357条1項）。裁判官と陪審員は、誰も投票用紙への記入を見ることができないように配置された机で、秘密に「肯定」（oui）または「否定」（non）と記入し、投票用紙を閉じて裁判長に渡し、裁判長がその用紙をそのために用意された投票箱に入れる（357条2項）。全員の投票が終わったら、裁判長は、裁判官と陪審員が投票用紙を確認できるようにその前で開票し、投票結果を、直ちに、質問の後ろまたは欄外に記載する（358条1項）。白票または多数によって無効と宣告された票は、被告人に有利なものとして数えられる（同2項）。投票用紙は、開票後直ちに、焼却される（同3項）。被告人に不利な決定はすべて、第一審のときは8票以上の多数で、第二審のときは

10票以上の多数でなされる(359条)³⁹⁾。事実が肯定されたときは、裁判長が陪審員に、刑法典132-18条および132-24条⁴⁰⁾の規定を朗読して、重罪院は刑の適用について審議した後に投票を行う(362条1項)。刑の決定は、投票の絶対多数でなされるが、自由剥奪の最高刑が言い渡されるときは、第一審のときは8票以上の多数、第二審のときは10票以上の多数でなければならない(362条2項)。最高刑が、その多数の票を集めることができなかった場合は、定められた刑が無期懲役(*réclusion criminelle à perpétuité*)であるときは30年以上の懲役刑を言い渡すことはできず、また定められた刑が30年の懲役であるときは20年以上の懲役刑を言い渡すことはできない(362条2項)。

審議が終わったら重罪院は法廷に戻り、裁判長は、被告人を出廷させ、質問に対する返答を朗読し、有罪(*condamnation*)、刑の免除(*absolution*)または無罪(*acquittement*)の判決(*arrêt*)を言い渡す(366条1項)。

現実には、一つの事件の審理にはそれほど長い日数はかからない。筆者が重罪院での一開廷期(3週間)の法廷を傍聴したかぎり、大抵の事件は一日の審理で、長くても二日の審理で判決が言い渡された。

2000年の刑事訴訟法の改正によって、フランスの裁判における二審制の原則の例外であった重罪裁判に控訴が導入され、刑事訴訟法典の第 部第 編の中に、「第一審の重罪院で下された判決の控訴について」という標題の第 章が新たに設けられた。

第一審の重罪院で下された有罪判決(*arrêt de condamnation*)は、控訴の対象となる(380-1条1項)。この控訴は、破棄院刑事部が指定した第一審とは別の重罪院で裁判される(380-1条2項)。控訴期間は、原則として、第一審の判決から10日以内(380-9条)、控訴権者は被告人、検察官、民事上の権利に関して民事上責任がある者、民事上の利益に関する付帯私訴当事者および検察官による控訴の場合は公訴権を行使する公務員(*administration publique*)である(380-2条)。

第二審の重罪院で下された判決に対しては、検察官または有罪を言い渡された当事者は、法律違反を理由としてのみ破棄院刑事部へ破棄請求（pourvoi en cassation）することができる（567条）。重罪院が無罪を言い渡した判決は、法律の利益（intérêt de la loi）のためにだけ破棄請求が可能であるが、その場合無罪を言い渡された者の利益を害することはできない（572条）。

結

上で述べた陪審裁判は、一般的な重罪の場合について当てはまることである。刑事訴訟法典が特に定める重罪を裁判する場合は、陪審員の参加なしに、裁判官だけで裁判することを認めている。この場合、重罪院は、第一審のときは裁判長と6人の陪席裁判官、第二審のときは裁判長と8人の陪席裁判官で構成される（刑事訴訟法698-6条-1項）。裁判官だけで裁判される重罪は、刑法典421-1条から421-5条が処罰するテロ行為（actes de terrorisme）（同706-25条）、刑法典222-34条から222-40条が処罰する麻薬取引（trafic de stupéfiants）（同706-26, 706-27条）、重罪院の管轄に属する平時における軍事裁判法典（Code de justice militaire）が規定する一定の軍事犯罪（infraction militaire）（同697-1条1項）などである。

わが国の裁判員法は、被告人の言動などから裁判員に危害が加えられるおそれのある場合は、裁判官だけの合議体で裁判することを定めている（3条1項）。

わが国の裁判官の任命は、国家権力を担当する者の任命の中で、主権者である国民から最も遠いところでなされている。国民が直接に選ぶことができるのは、立法機関の構成員だけである。行政権を担当する内閣の構成員である首相は国会の指名によって国会議員の中から選ばれ、首相がその他の大臣を任命する。司法権を担う裁判官は、実質的に内閣が任命することになっている。これまで国民からかけ離れたところで行われていた裁

判の場に、直接国民が参加できる制度ができたことは民主主義の観点から望ましいことである。しかし、そのような制度ができたことだけでは刑事裁判の民主化にとって必ずしも十分であるとはいえない。これまで多くの国民が知らないところで、国民自身の権利が裁かれていたという重大な問題を解決するためには、その制度を実質的に国民のためのものにしていくことが必要である。この点で、まだ多くの努力がなされなければならないであろう。

裁判員法は、地方裁判所における一定の事件の裁判に国民が裁判員として直接参加することを定めている。地方裁判所の判決に対する控訴については高等裁判所で裁判され、そこでは裁判員は参加せず職業裁判官だけで裁判が行われる。そうなると、裁判員が参加する裁判は形骸化し、単なる形式的なものになってしまうおそれはないだろうか。裁判官だけで審理する控訴審が、事実上の第一審となりはしないかという危惧を否定することはできないのではなからうか。フランスで重罪裁判に二審制を導入するにあたっては、すでに述べたように、陪審への上訴が共和国の基本的な制度であることが確認されて、控訴審においても陪審制度が採用されている。この点で、わが国の裁判員法は大きな違いをみせている。

フランスの裁判制度の特徴と陪審制による重罪裁判における二審制の導入について、極めて概括的な検討を試みた。重罪院における裁判の実体⁴¹⁾や裁判の過程には何も不都合はないのかなど、検討すべき問題が残っているが、今後の課題としたい。

- 1) 陪審の評議に付せられた罪名別の事件数および終局判決に関する統計については、佐伯千仞著『陪審裁判の復活』(第一法規出版、平成8年)11~14頁に詳しい。
- 2) 佐伯千仞、前掲書、3~4頁。
- 3) 中村、「フランスの重罪院における陪審制度」(『立命館法学』243・244号)1243頁以下。
- 4) オリヴィエ・マルタン著、塙浩訳『フランス法制史概説』(創文社、1986年)、333頁以下参照。
- 5) オリヴィエ・マルタン著、塙浩訳、前掲書、342頁以下参照。
- 6) Albert Soboul, 《La civilisation et La Révolution française》, Arthaud, 1970, tome 1, p. 257.
- 7) オリヴィエ・マルタン著、塙浩訳、前掲書、802頁以下参照。

フランス司法権の特徴と重罪陪審裁判（中村）

- 8) voy. Maurice Deslandres, 《Histoire constitutionnelle de la France》, Duchemin, 1977, p. 121 et suiv.
Jacques Godechot, 《Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire》, PUF, 2e édition, p. 150 et suiv.
Jean Vincent, Serge Guichard, Gabriel Montagnier, André Varniard, 《Institutions judiciaires》, Dalloz, 7e édition, p. 90 et 91.
Jean-Pierre SCARANO, 《Institutions juridictionnelles》, ellipses, 7e édition, p. 12.
- 9) J. B. Duvergier, 《Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil-d'État》, Chez A. Guyot et Scribe, 1824, tome 1, p. 361 et suiv.
- 10) 中村, 『フランス憲法史集成』, (法律文化社, 2003年), 33, 34頁。
- 11) 1848年憲法の89条は, 「行政権と司法権の間の権限紛争は, 破棄院およびコンセイユ・データの双方から3年ごとに同数で任命された者で構成される特別裁判所により裁定される。この裁判所は, 司法大臣により主宰される」と規定していた。中村, 前掲書, 151頁。
- 12) Jean-Pierre SCARANO, op. cit., p. 169 et 170.
- 13) 第五共和国憲法の条文は, 中村, 前掲書, 219頁以下参照。
- 14) なお, Charles DEBBASCH, Jean-Marie PONTIER, Jacques BOURDON, Jean-Claude RICCI, 《Droit constitutionnel et institutions politiques》, ECONOMICA, 3e édition, p. 582 は, bloc de constitutionnalité として, 1958年憲法, 1789年人権宣言, 1946年憲法前文および組織法律をあげている。
- 15) 憲法院の判決件数は, Décision du Conseil constitutionnel de l'année 2004と同2005にもとづく。http://www.conseil-constitutionnel.fr.
- 16) Jean-Pierre SCARANO, op.cit., p. 105.
- 17) Jean Vincent, Serge Guichard, Gabriel Montagnier, André Varinard, op. cit., p. 6 et suiv.
Jean Vincent, Gabriel Montagnier, André Varinard, 《La justice et ses institutions》, Dalloz, 1982, p. 7 et suiv.
Rojer Perrot, 《Instituions judiciaires》, Montchrestien, 11e édition, p.6 et suiv. ベロによれば, 第一期は司法制度の創設期, 第二期は司法制度の安定的継続期, 第三期は司法制度の刷新期と位置づけられている。
- 18) J. B. Duvergier; op. cit., tome 1, p. 168.
- 19) 《Arhives Parlementaires》, tome XII, p. 577.
- 20) J. B. Duvergier; op. cit., tome 1, p. 364.
- 21) 中村, 前掲書, 34頁。
- 22) J. B. Duvergier; op. cit., tome 3, p. 331 et suiv.
1791年刑事訴訟法（正式には, 1791年9月16 = 29日の「治安警察, 重罪裁判および陪審員の設置に関する法律」(Décret concernant la police de sûreté, la justice criminelle et l'établissement des jurés という)が定めている陪審制については, 中村, 「フランス革命初期の重罪陪審裁判」(『立命館法学』, 225・226号) 1093頁以下参照。
- 23) J. B. Duvergier; op. cit., tome 3, p. 349.
- 24) 1808年刑事訴訟法の陪審裁判については, 中村, 「ナポレオン刑事訴訟法の重罪陪審裁

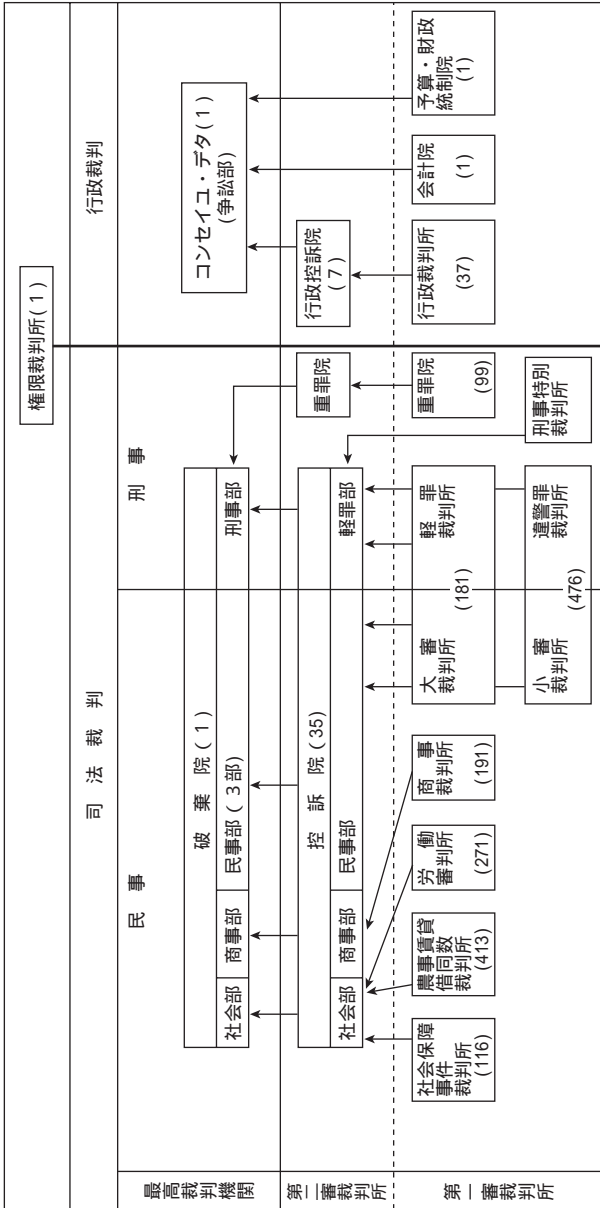
判」(『立命館法学』, 231・232号) 971頁以下参照。

- 25) A. Esmein, 《Histoire de la procédure criminelle en France》, Duchemin, 1978, p. 521 et suiv.
- 26) *ibid.*, p. 482 et suiv. 中村, 前掲論文, 976~979頁。
- 27) Henri Angevin, 《La pratique de la chambre d'accusation》, Litec, 1994, p. 3.
- 28) わが国の裁判員法は, 原則として, 地方裁判所において死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる事件を, 裁判員が参加する合議体で取り扱うと定めている(2条1項)。
- 29) 予審裁判官は, 大審裁判所の裁判官であって, 司法官職高等評議会の意見を聴いた後, 司法大臣の提案にもとづいて共和国大統領が任命する。予審裁判官の活動は捜査に限定されるだけでなく, 眞の裁判権(réel pouvoir juridictionnel)を行使することから, フランスの最も強力な司法官(magistrat "le plus puissant de France")とも呼ばれる。Jean-Pierre SCARANO, *op. cit.*, p. 99 et 102.
- 30) Roger Perrot, *op. cit.*, p. 76 et suiv., 176 et suiv.
Jean-Pierre SCARANO; *op. cit.*, p. 38, 128 et suiv.
- 31) Henri Angevin, 《La pratique de la Cour d'assises》, Litec, 3e édition, p. 9 et 10.
- 32) *ibid.*, p. 10.
- 33) *ibid.*, p. 11 et 12.
- 34) 民法典488条によれば, 成人年齢は満18歳である。選挙法典(Code électoral)によれば, 選挙権は満18歳以上の男女のフランス人がもつ(L. 2条)。被選挙権については, 市町村議会議員(conseiller municipal)は満18歳以上(L. 228条), 県議会議員(conseiller général)は満18歳以上(L. 194条), 州議会議員(conseiller régional)も満18歳以上(L. 339条), 下院である国民議会議員は満23歳以上(LO127条), 上院であるセナ(Sénat)議員は満35歳以上(LO296条)と定められている。
わが国の裁判員法13条は, 衆議院議員の選挙権をもつ者の中から裁判員を選任すると定めているから, 公職選挙法9条1項により満20歳以上の日本国民が裁判員となり得る。
また, わが国の公職選挙法が定める被選挙権については, 衆議院議員は満25歳以上(10条1項1号), 参議院議員は満30歳以上(同2号), 都道府県議会議員は満25歳以上(同3号), 都道府県知事は満30歳以上(同4号), 市町村議会議員も市町村長も満25歳以上(同4, 5号)と定められている。
- 35) 裁判員法が定める欠格事由は, 国家公務員法38条が官職に就く能力を有しないと定めている者のほか, 義務教育を終了しない者, 禁錮以上の刑に処せられた者, 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者である(14条)。
また, 就職禁止事由としては, 国会議員, 国務大臣, 裁判官および裁判官であった者, 検察官および検察官であった者, 弁護士, 弁理士, 司法書士, 公証人, 司法警察職員, 裁判所の職員, 大学の学部, 専攻科又は大学院の法律学の教授又は助教授, 司法修習生, 自衛官など非常に広い範囲の職業にわたっている(15条)。
辞退事由としては, 年令70歳以上の者, 会期中の地方公共団体の議会の議員, 学生又は生徒などが定められている(16条)。
- 36) 裁判員法では, 裁判員等の選任手続きは公開しないと定めている(33条1項)。
- 37) Henri Angevin; *op. cit.*, p. 82 et suiv.

フランス司法権の特徴と重罪陪審裁判（中村）

- 38) 現在は、裁判官と陪審員の合議体で審議して、被告人が有罪か無罪か、有罪のときはその刑を決定する。1941年11月25日の法律により、1808年刑事訴訟法の一部（336～373条ほか）が改正されて、現在の裁判官と陪審員の合議体での審議に変わった。
- 39) わが国の裁判員法は、原則は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数で決めると定めている（67条1項）。
- 40) 刑法典132-18条：犯罪が無期懲役（réclusion criminelle à perpétuité）または無期禁錮（détention criminelle à perpétuité）で処罰されるときは、裁判所（juridiction）は、有期懲役もしくは有期禁錮または2年以上の拘禁刑（peine d'emprisonnement）を言い渡すことができる。
- 犯罪が有期懲役または有期禁錮で処罰されるときは、裁判所は、定められた期間より短期の懲役もしくは禁錮または1年以上の拘禁刑を言い渡すことができる。
- 同132-24条：法律により定められた範囲内で、裁判所は、犯罪の情状と行為者の特性に応じて、刑を言い渡し且つその制度（régime）を定める。裁判所が罰金を言い渡すときは、裁判所は、同様に、犯罪を行った者の資産および経済負担を考慮してその額を決定する。
- 41) 重罪院における2001年と2002年の判決数は次のとおりである。Ministère de la Justice, 《Annuaire statistique de la Justice》, La documentation Française, édition 2004, p. 125 による。
- | | | | | | | | | |
|-------|-----|------|--------|-------|------|--------|---------|-------|
| 2001年 | 第一審 | 全判決数 | 2,561件 | （無罪判決 | 127件 | , 有罪判決 | 2,434件） | |
| | | 控訴審 | 同上 | 218件 | （同上 | 9件 | , 同上 | 209件） |
| 2002年 | 第一審 | 全判決数 | 2,476件 | （無罪判決 | 125件 | , 有罪判決 | 2,351件） | |
| | | 控訴審 | 同上 | 387件 | （同上 | 18件 | , 同上 | 369件） |

現行裁判所組織図



・上図は、Jean-Pierre SCARANO, 《Institutions juridictionnelles》 ellipses, 7e édition, p. 67 ほかにもとづいて作成。
 ・裁判所の括弧内の数字は、2003年現在の設置数。Ministère de la Justice, 《Annuaire statistique de la Justice》, La documentation Française, édition 2004, p. 17, 125, 129, 133 による。
 ・社会保障事件裁判所、農事賃借同数裁判所、労働審判所、商事裁判所、民事の特別裁判所。刑事の特別裁判所としては、少年事件担当裁判官、少年裁判所、未成年者重罪院がある。このほか、平時と戦時に各一つの軍事裁判所がある。